

大学入試の制度を考える

—歴史的視点から—

佐々木 享（名古屋大学）

はじめに

御案内では高校入試、大学入試と書きましたが、高校入試と大学入試とでは学校体系上の位置付けや原理に多少違う点がありますし、1回の報告で両方を扱うことは無理ですので、今日は、大学入試に限定して報告させていただきます。

『大学入試制度の教育学的研究』の211ページにこの国では入試制度改革の問題がほとんど研究されていなかったと指摘されています。私もその感を深くします。改革をするという事になるとその改革を支える原理とか前提となる実態などについての研究が必要となるはずですが、大学入試に関してはそういう意味での研究が非常に少ないように思います。こうした事情もあるので、日本の大学入試の原理や実態、あるいはどういう経過があったのかなどを明らかにしながら、そこで問題になっていたことをも含めて報告したいと思います。しかし時間の制約もありますので、主としてその制度的な側面に注目してみたいと思います。社会の中でその制度がどういう意味をもって存在していたかなどの研究も必要ですが、今日の報告ではそちらの方にまでは、及ばないと思います。

報告の内容を(1) 選抜という点からみた現代の日本の大学入試の若干の特徴、(2) 旧制大学の入試制度はどうなっていたか、(3) 旧制の高等学校、旧制の専門学校の入試はどうなっていたのか、(4) 新制大学の入試は制度上どのような特徴をもっているのか、(5) 共通一次試験という制度にはどういう問題があるのか、の五つに分けてみます。

I 選抜という点からみた現代日本の大学入試制度の若干の特徴

まず現代の日本の入試制度の学校制度という面からみた特徴をとりあげてみます。他国と違うきわだった特徴のひとつは、中等学校——これは現在では高等学校にあたりますが、中等学校がたいへん大衆化しており、しかもその中等学校の卒業者全部に

平等に、あらゆる大学、学部、短期大学に入学する資格を与えていることです。これは現代の日本の我々にはあまり不思議でないかもしれませんですが、中等学校という学校制度そのものを单一化することは、歴史的にはたいへん重い課題でしたが、日本では30数年前に原理的にはそれを実現しました。西ヨーロッパ諸国では、いまなおこのこと自体を課題にしている国があります。中等教育を完全に单一化するあるいは完全に大衆化することは、長年の課題だったし、どういう形で達成するかを長年の課題にしている国もあるのですから、我が国現代の教育制度の重要な特徴となっているといえると思います。2番目に、その状況のもとで現在1,000校弱の大学と短期大学があり、しかもその各大学が個々の学部ごとに——場合によると学科ということになりますが、原則的には学部です——選抜していることが特徴になろうかと思います。これは別の見方をすれば大学あるいは学部間の移動が基本的に認められていないことをで前提にしているともいえます。また、個々の学部が学部ごとに選抜をするということは、たてまえ上だけではありますけれども、臨教審などが云っている学校選択の自由がその限りでは認められることになります。3番目に、最近の例では、毎年受験者の実数は約90万、そのうち現役が60万ちょっとですが、それに対応した入学者数は毎年約60万あります。ですから平均的な競争率、つまり大学と短期大学、国公私立が仮に全く同じ日に入試試験を行なう場合の競争率ですが、これがざっと1.5倍程度になる訳です。これはここ数年あまり変わっておりません。4番目に選抜方法ですが、これは筆記試験、マークシート方式が増えてきていますから筆記試験という云い方では不十分ですが、これも含めて筆記試験ということにします。筆記試験による学力検査が選抜の資料として最も重視されていることが1つの特徴であります。10年位前からもう少し選抜の尺度を多様化したらどうかと云われるようになり、その中

で特に推せん入学が増えていて、推せん入学で入学した者の実数は、最近の例では4年制大学全体でみると入学者の21%，つまり2割強が推せん入学で入っておられます。ただし内訳をみますとばらつきがあり、4年制大学の場合、国立大学ではまだ2%，公立大学が少し増えていて5%，私立大学は28%に達しています。この数値はわずかづつですが年々増えています。5番目に、大学、学部、短大の間にいろいろな意味での格差が存在していて、これに対応してあるいは対応するために、選抜試験を受ける前の事前の選択が、選択ではなくて選抜になっているという現実があり、事前の選別が厳しいという問題があります。私としては事前選別の過程とか格差という問題それ自体は、大学入試制度そのものに由来するものではない、と考えています。従って、格差だと格差が存在する状況での受験戦争というものを、大学入試制度の改革によって改善しようというのは基本的にはできない相談だと思っています。しかし、大学入試制度の問題に関して、入試制度改革でできることがあるし、また、改革のために努力することは必要だと思っています。この選別の機構になっている大学入試制度というものを教育制度の一環として位置付け直す、そういう意味での改善が必要だと思う訳です。

現在の大学入試制度には、大学入試の基本原則と呼ばれているものがあります。能力や適性のあるものを選ぶという能力・適性原則、選び方は公正妥当でなければならないという公正妥当原則、それからその選び方によって高校教育が乱されてはいけないという高校教育尊重の原則、以上3つの原則を守る事が必要だと文部省がいっているのです。確かに重要な観点だと思うのですが、しかしこれらの原則は、この入学者選抜制度を教育制度の問題として位置付ける観点に欠けているというのが私の考えです。大学入試制度というものは、大学入試に限りませんが、教育制度としては元来、上の学校と下の学校とが接続する関係の1つであり、そういうものとして位置づけ直してみる必要があると思っているのです。こうした観点でみた日本の大学入試制度の若干の問題を以下に述べてみます。

Ⅱ 旧制大学入試

旧制大学の入試であります、旧制高校或いは大

学予科と旧制の大学学部との関係をみても、大学間に入学希望者数の偏りがある、その偏りに由来する一部の大学学部への競争はとくに1930年代にはたいへん厳しいものであります。しかし接続関係としては比較的うまくいっていたと私は思いますので、まずこの点に注目してみます。旧制大学への進学のシステムはだいたい以下のようなになっておりました。帝国大学を例にしますが、他の大学も原理的には同じです。まず旧制大学の場合は、入学資格としての学力検定というものが必要だという考え方があったのですが、下級の学校が学力を認定してあれば大学はそれを無条件に承認するという原則になっていました。下級の学校というのは、高等学校あるいは大学予科です。場合によるとその他の学校の卒業をもって必要な学力ありと認める場合もありました。2番目に、学力検定を経たところの入学志願者は、定員以下であれば無選抜で入学させることにしていました。ただ入学資格そのものに多少の順位がありました。例えば文系学部の場合は旧制高校の文科卒が1位で理科卒が2位というぐあいですが、だいたいに於ては無試験で入れるということでした。

3番目に、その有資格の志願者が、定員——定員という考え方方がいつ頃成立したのかは解明を要する問題ですが、戦前の大学は定員という言葉ではなくて収容可能人員とか収容予定人員ということが多かったようす——を越えた時には、やむなく選抜をしなければならない、その選抜は競争試験だという考え方をとった訳です。実際にはどの帝大、どの学部も選抜試験をするのは余程いやだったらしく何とかこれをやらなくてすむ方法はないかと考えていたようです。今のドイツのやり方ですが競争試験を実施しまして、1番から成績順に、今年は例え40人しか入れないから40番まで入れる、41番からは翌年に無条件で優先入学させるというやり方をとったことがあります。そうすると確かに1年待てば41番以下の者でも入れることになるはずですが、その次の年にはまた新規の卒業生の出願者が出てくる訳ですから、当然志願者が累積してやがてはパンクしてしまうことになります。結局うまくいかなくなってしまって、やはり競争試験で毎年選抜するということになったようです。これが、一般的な原則です。競争がひどかった学部の1つは東京帝大の法学部ですが、法学部は最初は競争試験をやりたくないくて少し

ずつ収容予定人員を増やしました。しかし志願者の増加がそれを上まわるものですからやむなく収容予定人員という枠を一定以上超過した場合には競争試験をする、ということになったわけです。反対にその有資格者が定員に満たない場合には、学部ごとに高等学校と同程度の学校を認定しておき、その学校の卒業生を受け入れることもしていました。この方式を大幅にとり入れた典型的な大学は東北帝大理学部でした。東北帝大理科大学は、当時存在していた理系の専門学校のほとんど全部さらに臨時教員養成所の理科出身者をも認定していました。認定した学校を卒業した者は定員があいている限りは無試験でいれるという訳です。ただし実際にはこれらの学校を卒業した者が定員をオーバーする場合が多く、その場合は競争試験をすることになります。後発の旧制帝大はこうでもしないと学生が集まらないことを恐れたという面もあったわけです。さらにもう1つは、必要な学歴をもたない者でも勉強したい者には、改めて、学力検定試験を実施して、これに合格すれば入学試験を受けることを認めるというやり方をとりましたが、この学力検定試験をどこでやるかが実は問題なのですが、東京帝大の場合は自分のところでやらないで高等学校に依託しました。依託された高等学校は迷惑だったろうと思うのですが、おもしろいのは、どこの高等学校で学力検定を受けるかを受験者の方が選択できたことです。東北帝大などは、自分の所で学力検定試験をやりました。有名な東北帝大の女性入学者は、この学力検定試験を通り、更に入学試験を通って入っている訳です。ただこの学力検定試験がどういうやり方で、何の科目について実施されたのかというようなことがはっきりしていません。調査が足りないためでもありますが、公表された資料がまだ見当らないのです。

つぎに、志願者が定員をオーバーした場合の競争試験について述べます。

各帝国大学は入学志願者〆切り期日をそろえていました。1921年以降の例で云いますと、1月31日をまず第1次の入学願書〆切り日とします。この第1次募集の出願で定員が一杯になるところがでてきます。東京帝大などがそうですが、定員を越えた学部は、学部ごとにだいたい3月に入って試験をしました。定員に満たなかったところは2次募集をする訳です。これは3月末日か4月初めが願書締切でし

た。その試験は、競争試験として学科試験を課すという方式が中心でした。試験科目は、東大医学部のように5科目も課した例もありますが、ふつうは1科目（外国語のみ）から多くて3科目程度でした。1920年代の後半になると身体検査をやるところも少しでできます。

以上のような旧制大学の入試については4つ程の論点を指摘できるように思います。1つは入学資格としての学力検定を基本的には自分のところでやるのでではなくて別のところに任せ、その学力があると認められた者は原則的には無条件でいれるという考え方をとっていること、2番目にはそれはいっても戦前も大学学部ごとに選抜をするという原則が貫徹していましたから、志願者数の偏りが生じ、そこから入学の難易の差、ある種の格差というべきものが生まれたという問題がありました。そのため、時間の経過とともに一部の大学学部ではたいへん激しい競争試験がおこりました。その激しさはある意味では現在の大学の比ではありませんでした。

表1は、次第に競争が激しくなってきた1936年の東京帝大入学者は一体何回入学試験を受けたかという調査の結果です。このうち初めての受験というのには、必ずしも現役という意味ではありません。法学部についていえば東大法学部を初めて受けたという意味ですから、の中には前の年によその大学よその学部を受けている者もいる訳です。東京帝大ではこの年は第1期の出願日で全学部が定員を越えたわけです。法学部の競争率は2.64倍で現役で入学した者は59%でした。内訳を調べてみると、5回目の挑戦でようやく入った人が1人いたわけですが、医学部には5回目の挑戦でもまだ入れなかつた人が2人いました。どうしてこの人達はこれ程に東大の医学部に執着したのか私には不思議に思われるのですが、とにかくこういう激しい競争がありました。文学部だけは例外で、試験をした年としない年とがあり、この年はたまたました年です。2回目に挑戦した人はこの年は全部入っておりました。入れなかつた人が数人いるわけで、この人達は2次の出願で他へいったか、また翌年東大を受けたかということになろうかと思います。当時の帝大の医学部は全部東大と同様の競争になっております。法学部については、京都帝大の法学部も1930年代には選抜を始めます。しかしかなりの者が東大や京大に集中した

表1 1936年の東京帝大の入学志願者入学者

学部 受験回数	初めての受験 (うち現役)	入学者中の現役の率	2回目	3回目	4回目	5回目以上	計	競争率
J	387/1111 (381/1077)	59.0%	229/511	26/73	3/11	1/1	646/1707	2.64
M	79/265 (73/236)	44.2	52/136	18/49	14/28	2/9	165/487	2.95
T	171/591 (157/547)	49.1	109/281	31/72	7/15	2/10	320/969	3.03
L	312/322 (269/277)	80.8	21/21	0	0	0	333/343	1.03
S	77/135 (66/118)	64.7	23/39	2/7	0	0/1	102/182	1.78
A	167/224 (106/153)	51.5	36/48	3/3	0	0	206/275	1.33
E	302/494 (261/431)	74.6	45/63	2/4	1/2	0	350/563	1.61
計	1495/3142 (1313/2839)	61.9	515/1099	82/208	25/56	5/21	2122/4526	2.13

東京帝国大学庶務課『入学者ニ関スル調査報告 昭和11年度』による。

1936年東京帝大への入学志願者・入学者は高校(学習院をふくむ)出身者だけであった。
上段が入学者、下段が志願者をしめす。

りするものですからもう片方でがら空きの法文学部があるという状況がでてくるわけです。

3番目ですが、旧制時代には官公立大学と私立大学の進学経路が全く別個になっておりました。旧制高校に行ってから私立大学に行くものはほとんどいなかったといってよいと思います。これは現在と著しく違う点です。4番目に、これはいうまでもなく周知のことですが、大学までの進学経路には大学入試、旧制高校入試、中等学校入試と3つあるという前提のうえに旧制大学入試が位置づけられていたことです。

III 旧制高校・専門学校入試

旧制高校と旧制専門学校の入学試験ですが、旧制中等学校からその上の学校にいく時の進学経路は非常に細かく分かれておりました。まず官立学校、公立学校、私立学校というように種別化されていた訳

です。それぞれの学校が高等学校、大学予科——大學予科は私立に多いのですが帝大にも一部ありました。それから専門学校、教員養成学校、軍隊の学校などがありそれぞれの学校について競争があったわけです。大戦末期には軍隊の学校の威信が異常に高くなるという状態が出てくるなど、その時期時期に於て威信の高い学校の入学競争が激化するという構造になっていました。そのうち一貫して進学競争が厳しかったといわれているのは、旧制高校、大学予科でした。高校については、制度がほぼ整いました1900年代からずっと競争のきびしさに悩まされたため、いろいろな選抜方法が試みられました。なお、旧制高校の試験は、公私立高校を別にしますと、ほぼ一貫して統一的な方針で実施されました。例えば入試期日については官立高校は僅かな例外的な年を除いて全て統一していました。学科試験科目も最初は統一していました。最初は7科目位やっていまし

たが次第に科目がへってきました。1920年代後半に入りますと学校ごとにやることになります。こうした時期には、弘前高校のように2科目しかやらなかった学校もありました。今でもそうですが、2科目しか課さないと受験生が集中するので翌年また増やすというようなことを繰り返しております。無試験検定という学科試験をやらないで推せんで入学させる方式は旧制高校では初期にしか行なわれませんでした。芥川龍之介、原子物理学者の仁科芳雄などが無試験検定で入った人として知られています。

1929年以降になると調査書を重視せよという通達が出ましたが、高校に関しては重視された証拠はどうもみあたらないようです。1945年の入試だけは例外で、第1次の選抜を調査書でやりました。体格検査は結核性の患者について神経を使ったのではないかと思います。ただし障害者が排除されていたという問題がありました。口頭試問は原則として全員におこなうことになっていました。これも旧制入試の特徴の1つがありました。

いろいろやってみたけれどうまくいったのが1つもなかったというのが旧制高校の試験の歴史ですが、論点はいくつかあります。1つは入学資格に関連した問題です。よく知られているように、旧制高校は戦後の最後の年(1942, 1943年)に女性を入学させましたが、それまで女性を排除していました。障害者を排除していましたが明文上の根拠ははっきりしていません。入学試験科目を中学校の科目に限定していたことも、一つの問題点でした。つまり実業学校卒で受ける者がものすごく不利になっていたわけです。論点の2番目は入試の性格です。規定の上では有資格の出願者の競争試験だという性格をもっています。実際からいってもそうでしたが、学力試験という意味を含んでいなかったわけです。3番目に下級学校との接続関係からいうと中学校との接続関係だけを考えて他の学校との接続を全く考えていなかったことが、旧制高校の特徴でした。4番目に競争がひどかったため、いろいろな方法が試みられました。たとえば統一試験方式も何回か試みられました。これには、同じ試験問題で一斉に行ない希望と成績によって配分する総合選抜と、試験は全校一斉にやるけれども選抜は各学校ごとにする単独選抜があります。戦後と違う点の1つはその結果が全て公表されていたことです。それで

みると初期には点数格差は避けられなかったが、高校の数が増してくるとこの差も徐々にちぢまりました。しかしなくなりはしなかったことがわかります。

表2. 総合選抜のもとでの高等学校第一部入学者の志望順位(1907年)

類	学入 学し 校た	学校志望順位							類志望順位			
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4
甲	一高	74							74			
	二高	22	25						47			
	三高	45							45			
	四高	38	39						80			
	五高	48	32	3					80			
	六高	25	14						39			
	七高	15	6	4	14	6			45			
乙	一高	39							39			
	二高								43			
	三高	31	12						21	13	4	
	四高	5	5	10	18				22	4	2	15
	五高	11	8	6	5	13			10	12	15	6
	六高	5	13	9	8	8			8	5	7	25
	七高	6	17	7	3	2	1	9				
丙	一高	32							32			
	二高	14	24						38			
	三高	20	15						35			
	四高	9	9	16	4				29	9		
	五高	12	11	13	3				22	17		
	六高	6	16	13	1				14	22		
	七高	6	2	1		4	11	20	9	35		
丁類	一高	37							37			

数字は原表のまま

佐々木享『大学入試制度』1984年、大月書店刊による。

表2は1907(明治40)年に旧制高校が共通試験総合選抜をやった場合の入学者の成績の分布をしめしたもので、第1部というのはだいたい文系ですが、これでみると第1志望だけで定員が満ちたのは一高だけでした。あの高等学校はすべて第2志望第3志望となるのです。五高とか七高、七高は鹿児島ですが、ここでは第1志望で入った生徒がほとんどなく、第5志望とか第6志望とかで入ってくる生徒がいます。そこでもう総合選抜はやめてくれということになってしましました。

共通試験単独選抜の時代の入学者の成績即ち最高点、最低点、平均点を調べてみると、ほとんど毎年一高が一番高かったという事は云えます。また例えれば松江だとか新潟などのように少し低い高校もあり

ました。今流の云い方をすれば一定の点数格差があったということです。(拙著『大学入試制度』の168~169ページに、1919年から1925年までの官立高校各校の入学者の最高点、平均点、最低点を図示しておいた。参照していただければ幸甚である。)ただし高校入試の成績に格差があっても、成績の低い高校から東京帝大の法学部や医学部には全然入れないなどということはなかったようでした。詳細なデータは、省略しますが、だいたい帝大入試に関する限り高校間の差は高校入試の成績から推測されるほど大きなものではなかったと云つていいと思います。

専門学校入試は旧制高校と違つて一貫して学校ごとに実施してきました。まず入学試験期日が苦労の種でした。現在の国大協と同じ悩みを学校ごとにかかえておりまして、旧制高校と一緒にするかどうか、学校種別ごとに統一するかどうか、学校ごとに別な日にやろうかとかいろいろな方式を毎年校長会議で議論していたようでした。ただし1920年までと21年以降とでは事情が多少違っていました。1920年までは、上の学校の方が9月始期で中学校が3月で終わっていましたから、入試の実施期日の選択の幅は大きかったのですが、1921年からは3月の後半期に全部やらなければならなくなつたため選択の幅が非常にきゅうくつになりました。

入学試験期日は、学年の始期、終期と非常に関係があります。まず(1) 現在がそうなのですが、下級の学校が4月1日に始まって翌年3月31日に終わり、上級の学校が翌日の4月1日に始まる時の入学試験期日の問題を考えてみます。私は本来望ましいのは3月の後半期から4月の前半期までの間に入学試験をやる、つまり下級の学校も上級の学校も少しずつ苦労するようにすべきだと思うのです。現状についてみると、昨年までの文部省の通達は3月の1日から4月の15日までの間に実施するよう指示していました。しかし今年からは2月の1日から4月の15日までの間に実施すものと変更されました。ややおおげさに言えばこれは歴史に残る乱暴な措置ではないかと思います。現実は国立が2期制をとっていた場合は3月の初旬と下旬に実施していました。共通一次になってから1月と3月に分かれたわけです。私立大学は御存知のように1月の末からだいたい3月の初めまでの間に分散しています。戦前

についてみると、旧制高校はおおむね3月の18位から25位までの間に実施していました。専門学校はそれより前から始めるところが少数ありましたが、おおむね3月の中旬から下旬までの間に実施されました。なお旧制中等学校は3月の末と4月の初めにかけて入試をやっていた時期がありました。ちょうど学年の境目の4月1日に入学試験を実施した例がかなりあったのです。旧制大学についてはさきほど云いましたが、一次募集についての選抜は3月初旬に実施し、二次募集の選抜はおおむね4月上旬に実施していました。(2) つぎに下級の学校が3月に終わり上級の学校が9月に始まる場合です。

1920年までの中学校と高校との関係がそうでした。学期の間が大きくあいており、実施時期の選択幅が大きかったわけですが、だいたい6月から7月にかけて実施していたようです。(3) 下級の学校も上級の学校とともに9月に始まる時代には、だいたい6月頃に実施していたようです。以上のようなわけで、入試の実施時期は、学年始期に大きく関係するわけです。

旧制専門学校入試では学科試験の科目にさまざまな工夫がこらされました。旧制高校と違い、実業学校の出身者にも実質的に門戸を開いていたのです。例えば高等商業の場合はほとんど例外なしに商業科目でも受験することができました。

また、いくつかの高等商業学校を中心に、実業学校出身者を別枠でといいますか、一定の枠を最初から作って入学させている学校がありました。そうではなくて競争させている学校もありましたが、実業専門学校では、無試験検定と称する推せん入学制度も、試験検定に併用されていました。特に有名なのは盛岡高等農林学校と横浜高等工業学校で、この2校では全員無試験といいますか調査書と面接だけで入学させていた時期があります。調査書の扱いですがこれは旧制高校よりは重視されていたといつていいと思います。体格検査は厳重ありました。口頭試問が行なわれていることも旧制高校と同じであります。

旧制高校と違う点の一つは、試験の場所を複数の都市に設けた学校が多かったことです。生徒を集めにくくと判断した専門学校は日本中いたる所に試験場を設定し、遠隔地でも受けられる方式をとったわ

けです。人気が低かったといわれる鉱山関係の秋田鉱山専門学校とか明治専門(今の九州工大の前身),あるいは場所的に不利な位置にあった小樽高等商業などは,多数の都市で試験を実施したことで知られています。一般的には高等商業は東京,京都という生徒が集まり易い所で試験をしておりました。

専門学校の入試制度の論点を4つほど並べておきます。1つは官立の専門学校は,官制上ではなく個々の学校の規則で女性を排除していたことです。例外は東京音楽学校だけでした。第2に,実業専門学校は,入学試験で実業科目を課しただけでなく,入学後のとくに第1学年のカリキュラムを実業学校出身者と中学校出身者とで変えている場合が少なくなかったことです。これは新制大学にはみられない特色です。3番目に,学校ごとに選抜の方法には苦心を重ねていましたが,おそらくその背景には今日云われている意味と同じかどうかわかりませんが,やはり格差といえるものがあったのではないかと思います。なお,各学校とも規定の上では旧制高校と違って資格のある者が試験に合格しなければいけないと規定していました。有資格の志願者が定員を割っても試験をやるというのが旧制の専門学校の入試のたてまえだったわけです。

IV 新制大学入試

新制大学の入試制度で戦前と対比してみると出身学校による差別を制度上は徹底をしたこと,障害者の進学問題についても制度上は差別的扱いを徹底したことがあげられます。しかしこれらは,実態面で徹底しているかどうかが問題で,進学後の勉学の保障と結びついていないと徹底したとはいえないという問題があります。もう1つは大学の数が増えてきましたが,それでも自宅から大学に通える人は限られますが,他の負担を考えると奨学制度の充実が課題になっています。3番目に,大学入試では推せん入学を除く殆どの場合学科試験が課されていますが,この学科試験の性格が問題です。法令上の規定や各大学の規定はあいまいで,しばしば競争試験だといわれていますが本当に競争試験なのかどうかははっきりしません。学力検定と競争試験の両方の意味合いを持ちながら実態は競争試験の性格を強めていると云っていいのではないかと私は考えています。選抜の意味あいが旧制高校と異なっていて,旧

制専門学校のそれに近いのではないかと思うのです。4番目は国公私立大学が型式上のみならず実態的にもそれぞれ対等の位置におかれていることです。国立大学よりずっと威信というか人気の高い私立大学が少なくないという状況は,戦前にはみられない特徴です。また最初に申しましたように90万人にものぼる受験者が対等平等にいろいろな大学に挑戦しているのですが,その選抜あるいは事前選別の課程で格差が顕在化しているという問題もあります。

こうした状況下で認められてきた事項をいくつかあげてみます。1つは入試期日,2番目に学科試験の科目があげられます。学科試験の科目についていいますと,高等学校が科目選択制を原理としているので大学入試科目が選択制になるのは当然だしそうならざるを得ないわけで,これがおそらく今日の選抜試験制度の最も重要な特徴だと私は思っています。ただこの特徴に大学が必要なだけ充分に対応してこなかったのではないか,と私は考えています。また共通一次の前後から評定尺度を多様化するという事が云われるようになりました。傾斜配点,論文テスト,すいせん入学,調査書,面接というようなものが増えていることです。これらの扱い方にはさきほど云いました公正妥当原則から云いますと疑問が持たれる場合があり,とくに国公立大学では公正妥当原則を重視する傾向があって,評定尺度の多様化が進んでいないというのが現状です。健康診断に関連しては,現在では身体障害者にもかなり道を開くようになりましたが,個々の大学の事例をみると,実態の面でまだ差別的な扱いをしている所が少なくないという疑問があります。試験の場所については,私立大学では本校以外の都市に試験場を開設する例は多いのですが,国立大学では信大の経済学部などごく少数です。だんだん増えてくると私は思います。またやらざるを得なくなってくるのではないかと思うのです。それから入口を別枠にするというやり方ですが戦前は留学生を別にする方式が一般でした。実業専門学校の一部に出身学校別に選抜していた例があります。旧制大学には学士入学,他学部からの転学,他帝大からの転学などは選考の上入れるという別枠入学がありました。戦後はそういうものがあまりなく,そこで推せん入学が問題になってきたわけです。最近では社会人入学とか帰国子女

の別枠入学などの方式が具体化しています。これも公正妥当原則とのからみ合いが問題なのですが、新聞なども例えば名古屋大学法学部のように僅か数人でも別枠をつくると大々的に書く傾向があり、少しずつ増えています。

V 共通一次をめぐる若干の問題

共通一次試験は、入試制度改革を要求する世論を背景として国大協の努力で成立したことになっています。しかし実態は、文部省と中教審が周倒な目配りをして自民党の圧力を背景にしながら制度化したというのが真相だと思っています。大田先生や私がそう書いていることが気になるらしく（大田堯『入試制度改革論』、『大学入試制度の教育学的研究』中の拙稿など）大学入試センターの『フォーラム』という雑誌の第4号に松井栄一氏がそうではないんだといわんばかりの論文を書いています。東大がそれと似たような方式を考えていたことを背景としてあげているのですが、弁解になっていないと言えます。それはとにかくとしても、何故国大協が積極的になり、何故全政党が賛成したのかは問題です。政党にしてみると、国大協の意志という形で提案されてきたので、大学の自治という問題もあるし、他に代案はないという状況だったので少なくとも反対はしにくかった、という事情があったように思えます。国立大学について云いますと、大学単位のアンケートで意志形成をする方式がとられた為に個々の学部の異なった意見が無視され易かったことが1つ。もう1つは、この2番目の方が重要だったのではないかと思いますが、各学部で討議をした際にどれだけの情報が各学部の教官に提供されていたのかという問題があります。例えば今日みられる輪切り選別といわれる事態が1970年代の初めの時期の大学人にどれだけ予測されていたのか、ということです。特に共通一次を導入すると同時に入試期日を一本化することが途中で決まる転換の過程で、本来問題になるべきだった事も実は問題にされなかったのではないかと思うのです。3番目ですが、大学入試に関する負担軽減という事がよく云われるのですが、負担軽減というのは学生の負担軽減の事かと思っていましたら、そうではなくて教官の負担軽減のことなのですね。少なくともそういう意味をふくませているようです。そういわれてみると、なるほど

国大協文書には大学の負担軽減という意味の事が書いてあります。これが共通一次を推進した原動力の1つになっている、別の言い方をすると、今日の大学入試制度改革を妨げている原因の1つにもなっていると思われるのです。

現在の状況は御存じの通りです。国大協は学力検査科目の削減などのいわゆる手直しにとりかかっています。文部省は今のところは少なくとも表面的には目立って動いていません。高校教師は複雑な位置におかれています。高校の現場教師の方は圧倒的に共通一次反対です。校長さん達は共通一次を最も積極的に推進したという経過があるので、部分改訂という形で生き残らせようと努力をしています。大学教師たちは、私の知っている限りは、共通一次が始まると輪切り選別という実態が少しづつ見えてきたので、その認識の度合いに応じて次第に共通一次反対の意見が増えてきた、というのが真相ではないかと思っています。日本科学者会議の大学入試問題研究委員会が昨年実施した国立大学学部教官に対するアンケート調査の結果によると、科学者会議会員の62%は共通一次を廃止すべきだとしています。徳島大学の理系の教官に対して全く同じアンケートを実施した結果では45%となっており、廃止論はやはりかなり高くなっています。信州大学教養部での82年のアンケート調査では、廃止論は26%でした。毎日新聞が82年の9月に各大学1名ずつの教授を対象としたアンケートでは、反対は37%程度で、持続の方が多かったようです。

それではどうするかが問題です。入試制度改革のためには当然に大学教員の負担がふえると思われるのですが、もっと時間や労力をさいていいという人は科学者会議の会員の場合だと約3割です。現状程度というのが4割、もっと減らすべきだというのが2割です。科学者会議の会員の場合はもっと労力をさいてもいいという人が3割となっていますが、徳島大学の例ではもっと時間や労力をさいてもいいというのは1割しかなく、もっと減らすべきだという方が多いわけです。

愛知高教組が共通一次試験をいわゆる資格試験化することを提唱しております。資格試験化して2次試験を個々の大学が行なうという方式ですが、科学者会議のアンケート調査では高い支持率を得ています。国立大学の先生方の支持はたいへん高いといえ

ます。意外だったのは例えは文部省教組の提案には共通一次試験の出題者に高校教師を加えるべきだという項目があるのですが、これについても賛成が多かったことです。

その他に日教組が委嘱した大学問題検討委員会の報告、日本教育学会の入試制度研究委員会の提言などがあります。いずれをとっても一定の制約は当然にあるわけですが、そういう制約のもとで成し得ることをするのが大切だと思います。この点で、日本教育学会の提言もそうだと思うので、大学入試を高校―大学の接続関係の問題として位置付けたうえで、高校生に学力をつけ、彼らの人生選択の一環としての進路選択を援助するしくみをつくり、強化することが重要だと思っています。

選抜制度としての大学入試制度改革に過大の期待

を寄せるることは禁物だと思います。たとえば、近年の学生の学力や学習意欲の低下、社会正義への志向の低下などの傾向が指摘されますが、それを入試のせいに結びつけるのは少し短絡すぎだと思うのです。それは高校教育の問題、社会の変化との関連をきっちり位置付け直した上で、教育上の課題はそれとして位置づけ、その中で入試で何ができるのかを議論すべきだと思います。

しかし、大学入学者の選抜に関する事項が学部の自治にゆだねられている以上は個々の大学、学部における改革努力が一定の役割を果たすことになります。大学人が労をいとわずに研究すること、改革へ努力をすることが重要だと思います。ちょうど1時間ですので一応終わらせていただきます。

(1985. 2. 16)